

接続料の算定等に関する研究会（第80回） ご説明資料

2024/2/1

ソフトバンク株式会社

1.光サービス卸の検証結果及び情報開示について

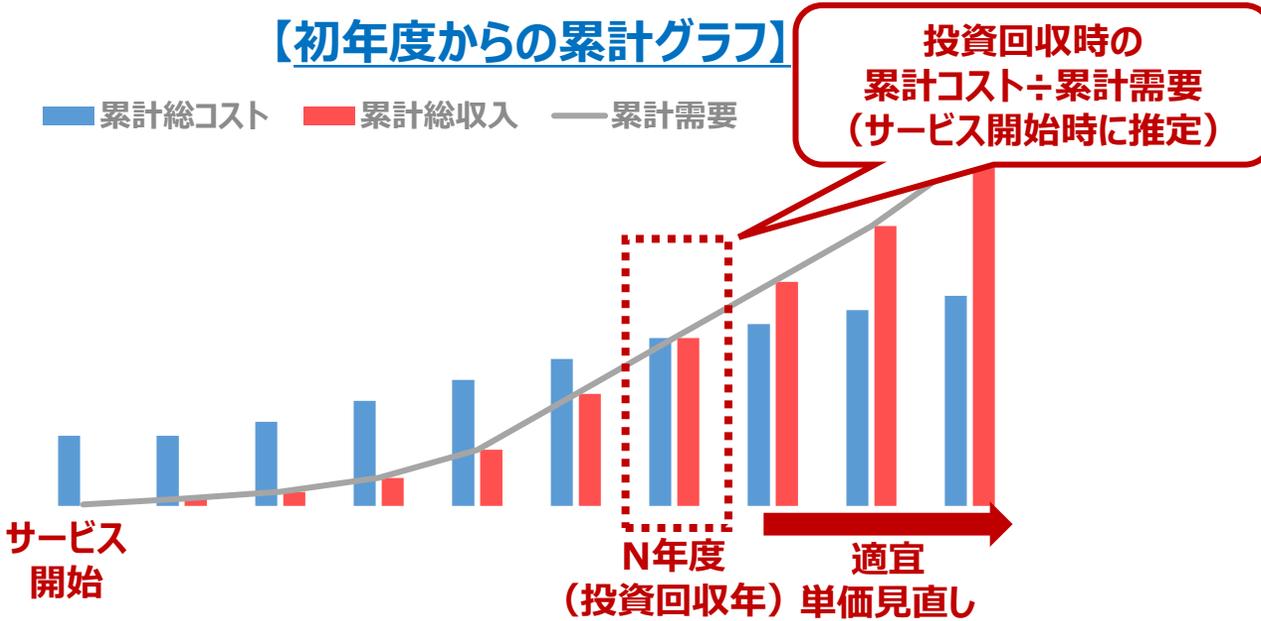
2.ひかり電話ネクスト卸の卸役務としての扱いについて

1-1 はじめに（一般的な卸料金と接続料の算定方法）

一般的には、卸料金（小売料金）と接続料では算定方法や投資回収リスクの観点において相違あり

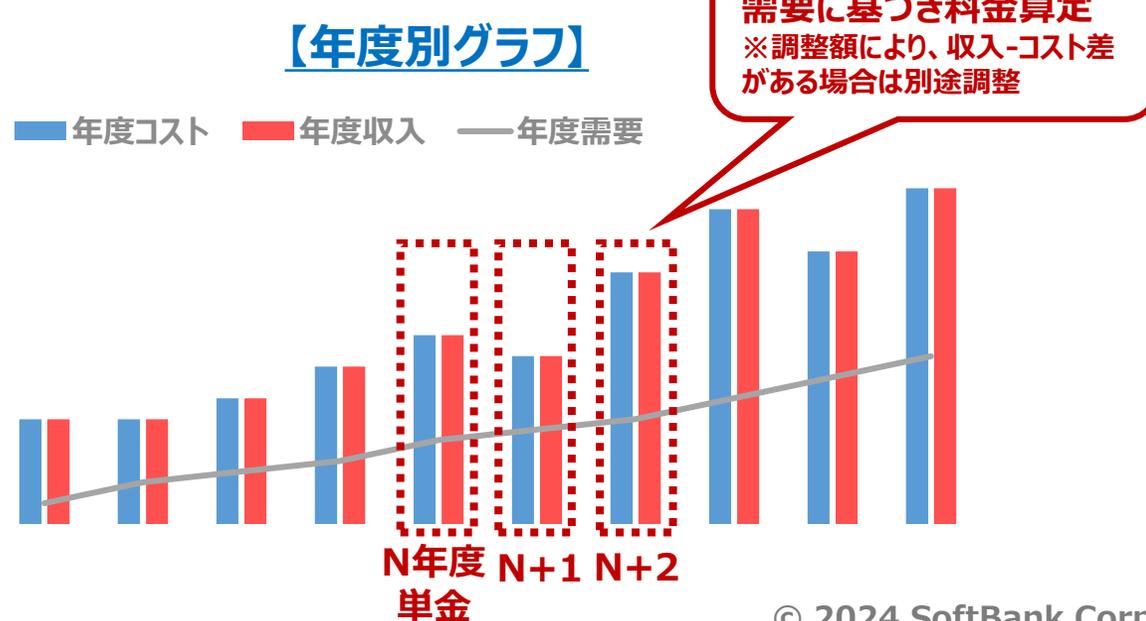
一般的な小売料金・卸料金

- サービス開始時は、事業者が設定する投資回収期間中での想定累計コストを想定累計需要で回収可能な単価設定を行う
- 需要・コストが想定と乖離する場合、投資未回収リスクあり
- 一定期間経過後は、実コスト・需要との比較や市場環境も踏まえ単価見直し



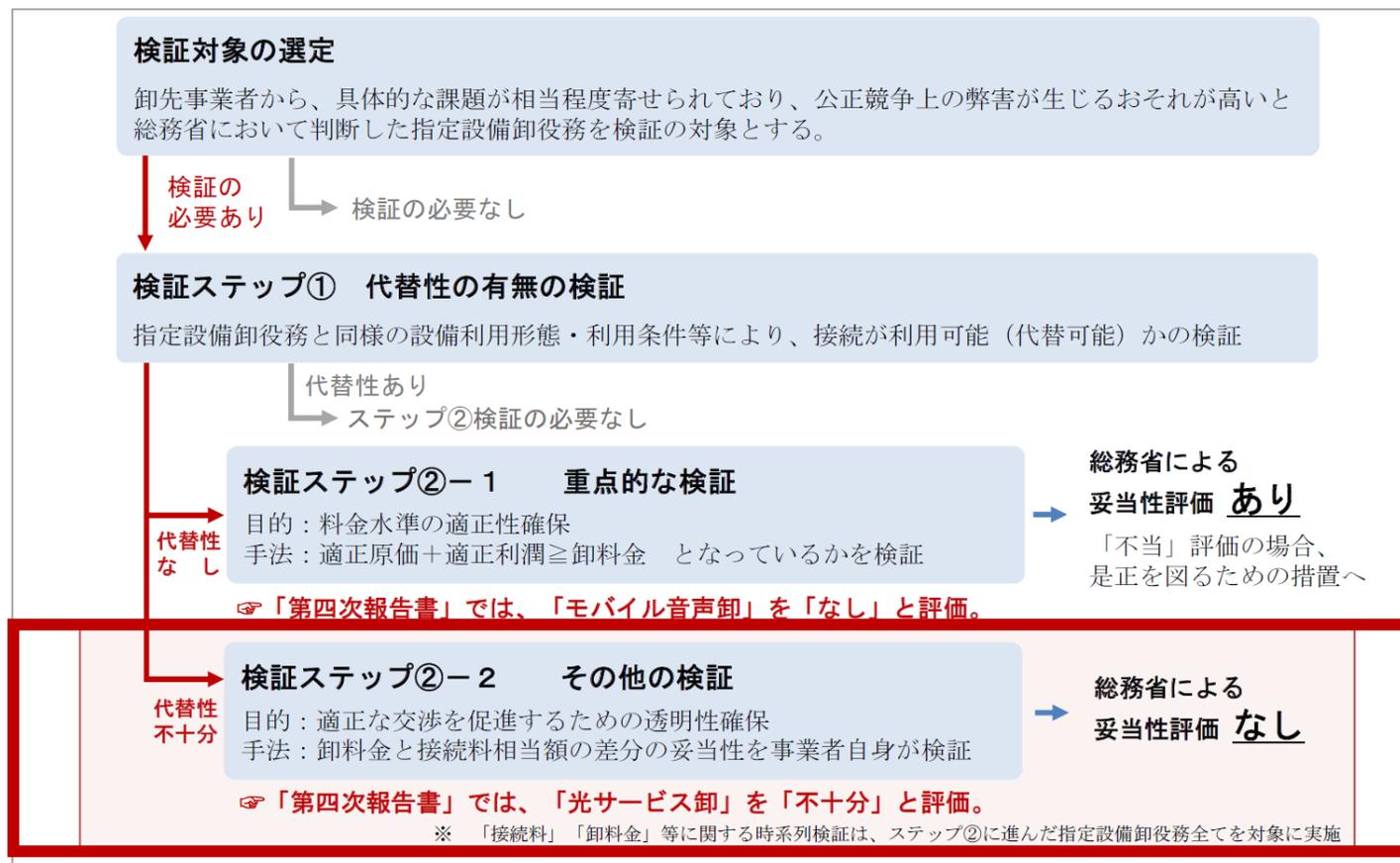
接続料(実際原価方式)

- 当該年度における実コスト及び実需要から算定
- NTT東西殿と接続事業者の双方で投資リスクを負担



1-2 光サービス卸の卸役務としての特殊性

一方で、光サービス卸は、NTT東西殿に価格支配力や市場価格の決定力があり、かつ接続との代替性が不十分であることから、一般的な卸とは異なるしたがって、卸料金の透明性や適正性が一層求められる



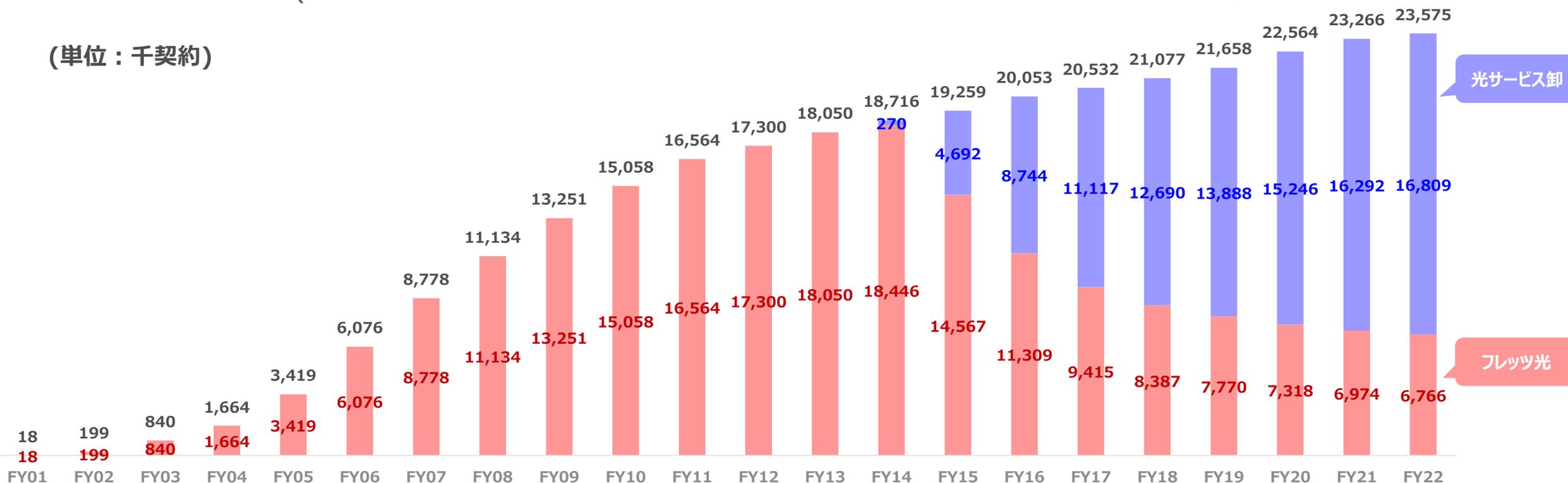
FY20から計4回、NTT東西殿による自己検証が行われているものの、後述のとおり説明が不十分であり卸料金の妥当性は不明な状況

1-3 光サービス卸およびフレッツ光の契約数

光サービス卸の開始前からフレッツ光サービスの2,000万弱の実需要があったことや、
光サービス卸の開始からすでに9年経過していることから、
FTTH設備にかかる初期投資回収リスクはすでに解消されている認識

(光サービス卸特有の初期投資もあるが、金額規模は限定的かつ短期で回収済みと想定)

(単位：千契約)



2001年8月よりフレッツ光の本格提供開始

2015年2月より光サービス卸の提供開始

※NTT東西殿ウェブサイト内のサービス概況等のデータを参照

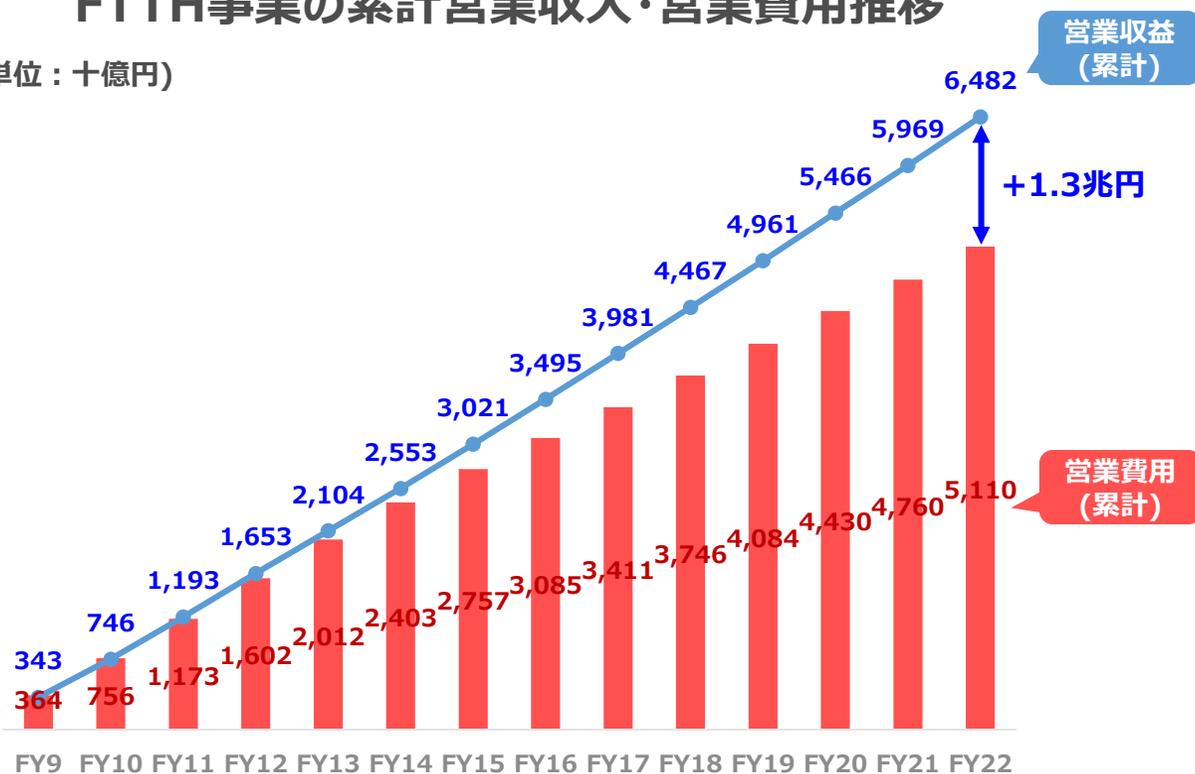
1-4 NTT東西殿のFTTH事業における累計の事業収支

NTT東西殿がFTTH事業収支を開示しているFY09～FY22においては、
14年累計でNTT東日本殿は約+1.3兆円、NTT西日本度は約+0.5兆円の利益確保

【NTT東日本殿】

FTTH事業の累計営業収入・営業費用推移

(単位：十億円)



累計営業収入 > 累計営業費用

【NTT西日本殿】

FTTH事業の累計営業収入・営業費用推移

(単位：十億円)



累計営業収入 > 累計営業費用

※NTT東西殿の指定電気通信役務損益明細表上のFTTHアクセスサービスの値を参照

光サービス卸の特殊性を踏まえると以下の点が課題

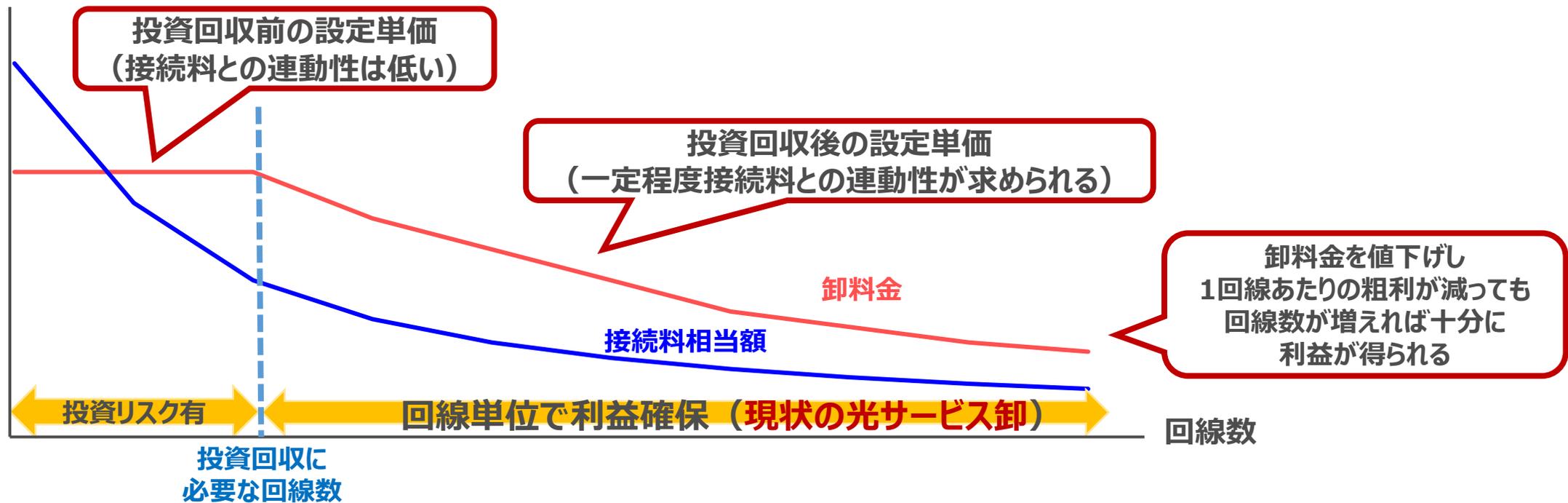
課題① 営業費用（接続料原価+その他営業費用）との価格連動性が見られないこと

課題② コスト構造に差分があるにも関わらず、NTT東西殿で同一の卸料金であること

課題③ 原価の過半を占める接続料の改定時期と同期が取れていないこと

光サービス卸の特殊性（市場独占的かつ接続代替性不十分）や既に初期投資を回収し利益拡大している状況を踏まえると、
卸料金は原価（接続料相当額）と一定程度連動した見直しを実施し、市場へ還元すべき

回線単価

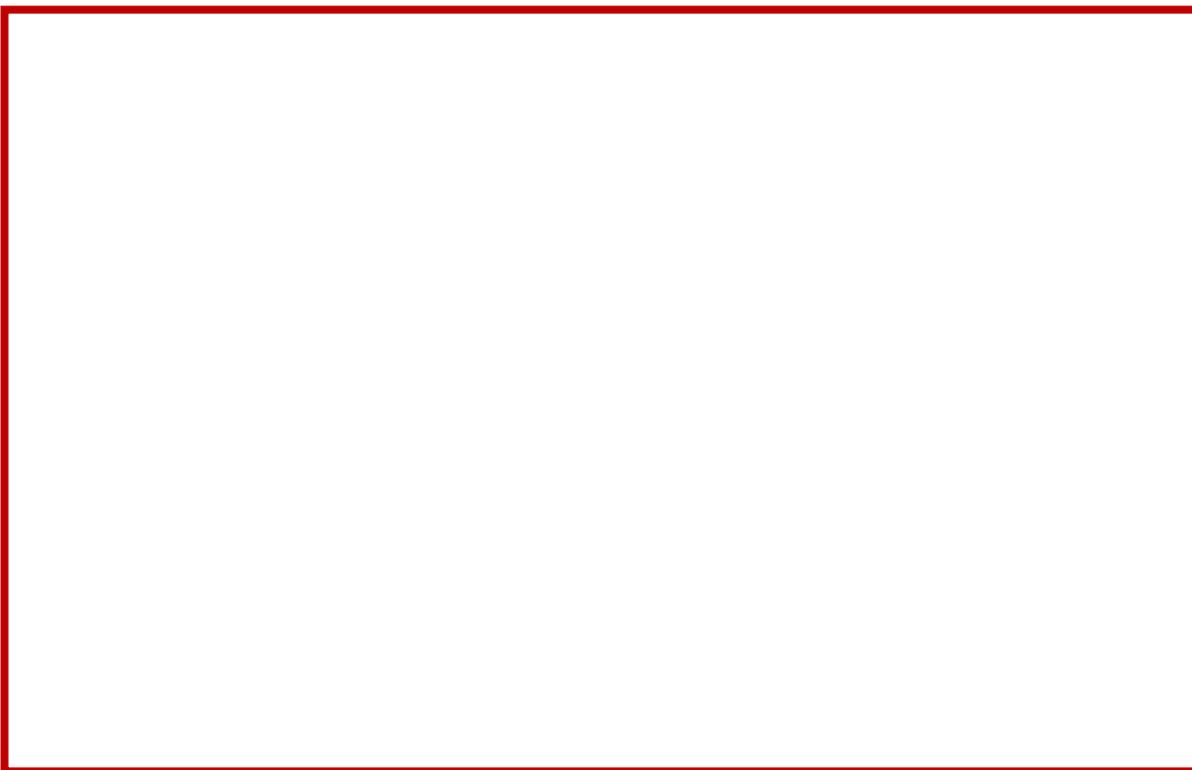


卸料金と接続料相当額の差は拡大傾向

原価低減が卸料金に十分反映されていないため、実コストに連動した料金設定をすべき

<戸建>

<集合>



1-8 【課題①】営業費用との連動性（その他営業費用）

NTT東西殿報告概要に記載の費用項目（①光サービス卸の運営に係るコスト②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト）はいずれもサービス開始当初から発生し、大幅な費用増とはならない認識
差額費用規模や上昇の状況、およびその妥当性を総務省殿においても確認・検証すべき

赤枠内構成員限り

①その他の検証(費用項目)

4

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

①光サービス卸の運営に係るコスト

(1) 注文受付（主にシステムコスト・人件費）

- 【定常業務】 卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 注文内容の修正対応（卸先事業者へ個別連絡） 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹災範囲の確認及び復旧対応

(2) 契約管理（主にシステムコスト・人件費）

- 【定常業務】 契約情報の管理（契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オータ履歴等） 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者の契約情報の変更（契約者名、設置場所等）、契約書の標準化・契約変更等に伴う事業者個別の進捗管理・状況把握・報告、卸先事業者の更なるリモートワーク推進に向けた電子契約（クラウドサイン）の利用促進、各種問い合わせ対応等 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時における減免対象ユーザー等の特定・管理または解除 等

(3) 料金請求（主にシステムコスト・人件費）

- 【定常業務】 月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 未納・支払遅延の卸先事業者への対応（督促、分割等）
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者が被災した際の減免処理、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした有事の際の支払期限延長等の対応 等

(4) 問合せ対応（主に人件費）

- 【定常業務】 卸先事業者向けサポートセンターの運営（ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等） 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】 本人へのなりすましへの対処（お客様からの契約内容確認→当社（NTT東日本・西日本）フレックス光への戻し対応）、新型コロナウイルス感染症拡大による卸先事業者の問い合わせへの対応

(5) 開発・企画（主に人件費）

- 【定常業務】 新たなサービス卸の検討（フレックス光クロス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー、フレックス光クロス集合住宅向けの提供開始、フレックス光ライトプラスの提供終了に向けたマイグレーション施策の検討、NDA契約締結に向けた団体協議の実施等） 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1) 卸先事業者向け支援（主に人件費）

- 【定常業務】 面的な地域の卸先事業者のビジネス支援（トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの難形提供等） 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2) 奨励金（光サービス・付加サービス）

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売、フレックス光ライトプラスからの品目変更に対して奨励金を設定

(3) 割引（工事費）

光サービスの移転工事費[□]、コロナ禍におけるリモートワーク推進に向けた集合住宅におけるVDSL・LAN配線方式から光配線方式への移行工事費[□]、施策の継続（NTT東のみ）、フレックス光クロスの初期工事費[□]、施策の開始（NTT西のみ）、フレックス光ライト・フレックス光ライトプラスからの移行工事費[□]、施策の開始、光回線の申込キャンセル抑止に向けた新たな支援金の設定（NTT西のみ）等

左記の項目はサービス開始当初から発生している費用であり、大幅な費用増となる項目とは考えづらい

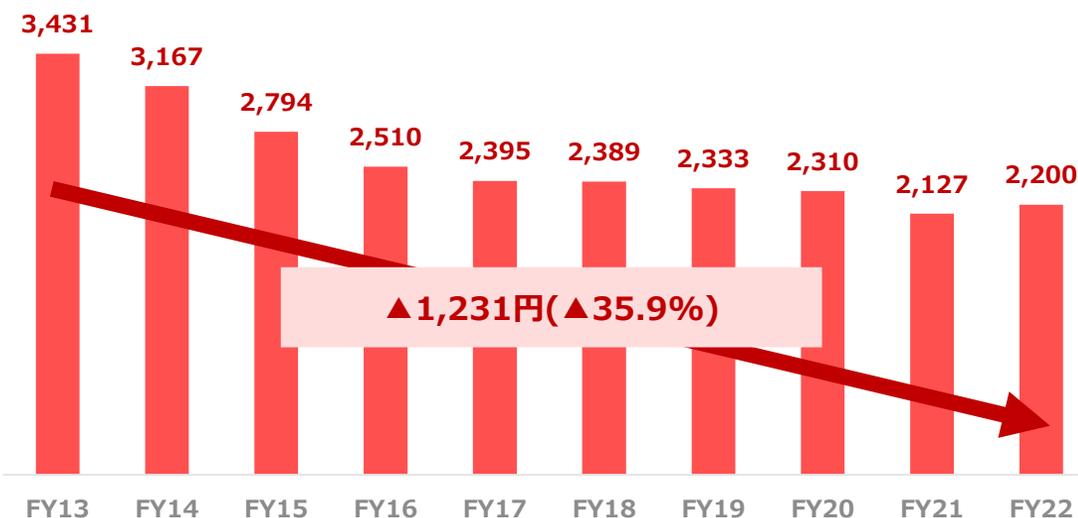
【参考】NTT東西殿FTTH事業における回線毎営業費用推移

光サービス卸開始以後は卸先事業者による顧客獲得にシフトし、
NTT東西殿の営業費用（接続料+その他営業費）は大幅に減少
同様に光サービス卸における接続料以外の「その他営業費等」も減少かつ実額も微小と
想定されることから、情報開示が不可欠

【NTT東日本殿】

FTTH事業の回線毎営業費用推移

(単位：円/月/1回線当たり)

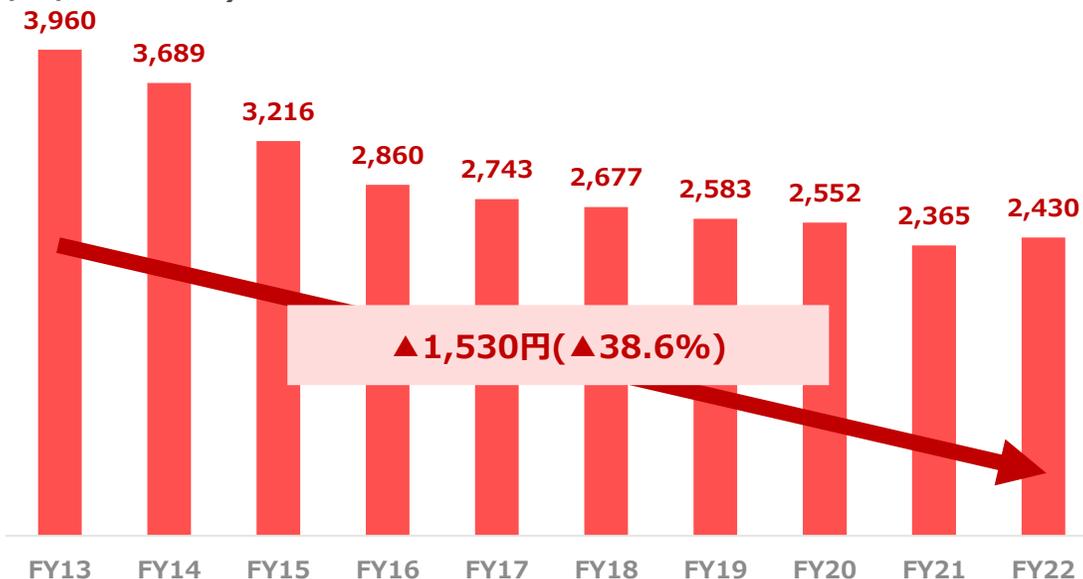


2015年2月より光サービス卸開始

【NTT西日本殿】

FTTH事業の回線毎営業費用推移

(単位：円/月/1回線当たり)



2015年2月より光サービス卸開始

※NTT東西殿の指定電気通信役務損益明細表のFTTHアクセスサービスにおける営業費用を契約数（前年度末と当年度末の契約数の中間値）で除した値をもとに作成

NTT東西殿でコスト構造が異なっていることや、
NTT東西殿再編成時における本来目的(ヤードスティック競争あるいは直接競争による
ボトルネック独占力行使の防止)の観点からも、**それぞれの原価に基づいた別料金とすべき**

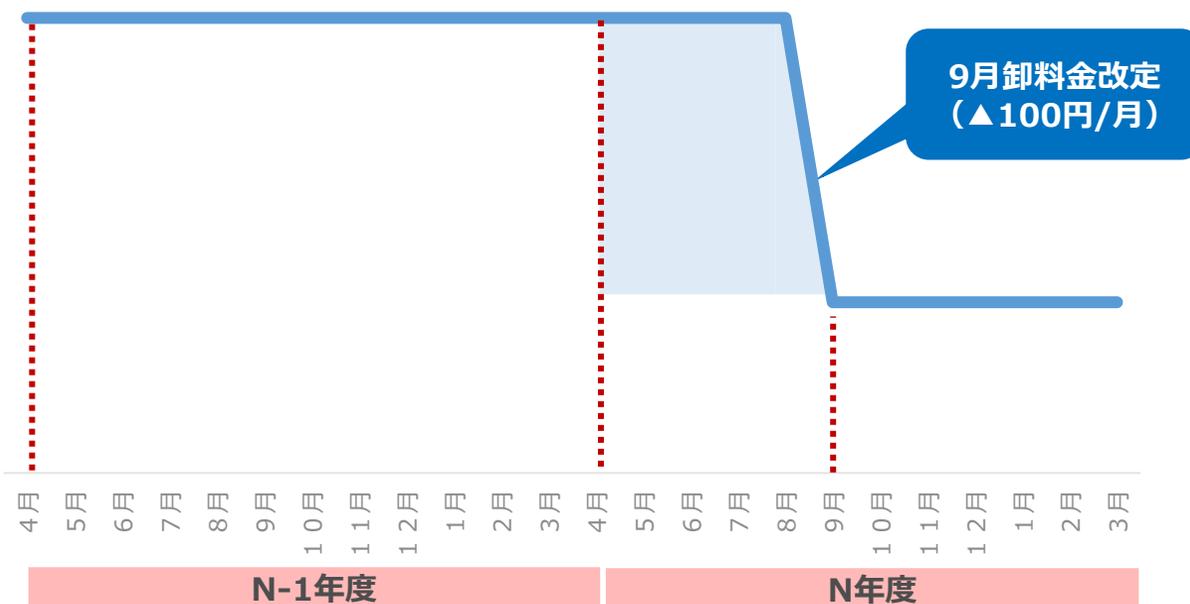
戸建卸料金・コストの推移(NTT東日本殿)

戸建卸料金・コストの推移(NTT西日本殿)

※NTT東西殿のその他検証における卸料金と接続料相当額の差額の占める割合をもとにFY19、FY20のコストを推計し、
他年度のコストは時系列検証における接続料相当額の逓減率を参考に推計

改定時期も接続料改定と同期が取れていないため、
 原価の過半を占める接続料の改定に合わせ、年度頭に料金改定をすべき
 (卸料金改定が1ヶ月遅れる毎に卸先事業者は約17億円負担増 (改定額▲100円の場合))

卸料金
 (円/月)



項目	値下額
卸料金 (東西)	▲100円/月

×

項目	2023年3月時点
回線数 (東西)	16,809千契約

||

約17億円 / 月

NTT東西殿からの追加説明はあるものの、下記の事項については継続して詳細な説明を要望
また、NTT東西殿の卸検証報告時においてもその妥当性をより深掘りの上確認・議論すべき

当研究会第7次報告書 意見募集における当社意見	NTT東西殿の説明 (FVNO委員会においても以下と同様の説明あり)
<p>卸料金と接続料相当額との差額の割合がNTT東西で異なる一方で、卸料金が同水準であること</p>	<p>【接続料の算定等に関する研究会第7次報告書における記載】 ①光サービス卸開始当初から全国均一のスペックで提供しており、効用は同一であること、 ②卸先事業者の声を踏まえて、卸料金は卸先事業者が中長期的に織り込むベースであると考えていることから、卸料金を同一としている一方で、短期的には市場環境に応じて卸先事業者が機動的に活用できる販売奨励金等を設定している</p>
<p>接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われないこと (接続と卸の連動性がないこと)</p>	<p>【接続料の算定等に関する研究会(第79回)事務局資料(NTT東西殿卸検証結果)】 光サービス卸は、次の考え方を前提としたビジネスモデルとなっているため、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではないこと ✓ 自ら設備を設置する卸元事業者（NTT東日本・西日本）は、サービス提供開始当初から将来の需要を見越した設備等への投資を行い、中長期の需要でその投資が回収可能となること ✓ 現在および今後の需要動向や市場環境等の変化に対応するため、初期投資を回収していない段階においても断続的に追加投資が発生すること （光サービス卸による提供形態は、需要の多寡にかかわらず一定の利益率が確保可能なビジネスモデルであり、初期の設備投資リスクを伴う自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。）</p>

- ✓ NTT東西殿でコスト構造が異なっていることや、NTT東西殿再編成時における本来目的の観点からも、それぞれの原価に基づいた別料金とすべき
- ✓ NTT東西殿でコスト構造が異なる中で、料金を均一化することやその方法の妥当性を確認すべき

- ✓ 光サービス卸の特殊性（市場独占的かつ接続代替性不十分）も踏まえ、より実コストに連動した料金設定をすべき
- ✓ 卸料金と接続料相当額の差額部分の内容及びその増額分の妥当性を確認すべき
- ✓ 既に十分な実需要があり投資回収はされている認識

接続料相当額指数のみでは卸料金の妥当性が判断できないため、
複数年度の接続料相当額の推移を踏まえた卸料金への影響について説明すべき

光サービス卸料金は単年度のコスト
変動に応じてリニアに変動しないため、
接続料相当額指数情報では卸料金
の妥当性が判断できない

1.光サービス卸の検証結果及び情報開示について

2.ひかり電話ネクスト卸の卸役務としての扱いについて

2-1 特定卸役務の範囲に関する経緯

当研究会（第7次報告書：令和5年9月）において、
**「双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、
 光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当」と整理**

2025年1月
 双方向番号ポータビリティ開始

双方向番号ポータビリティ開始前

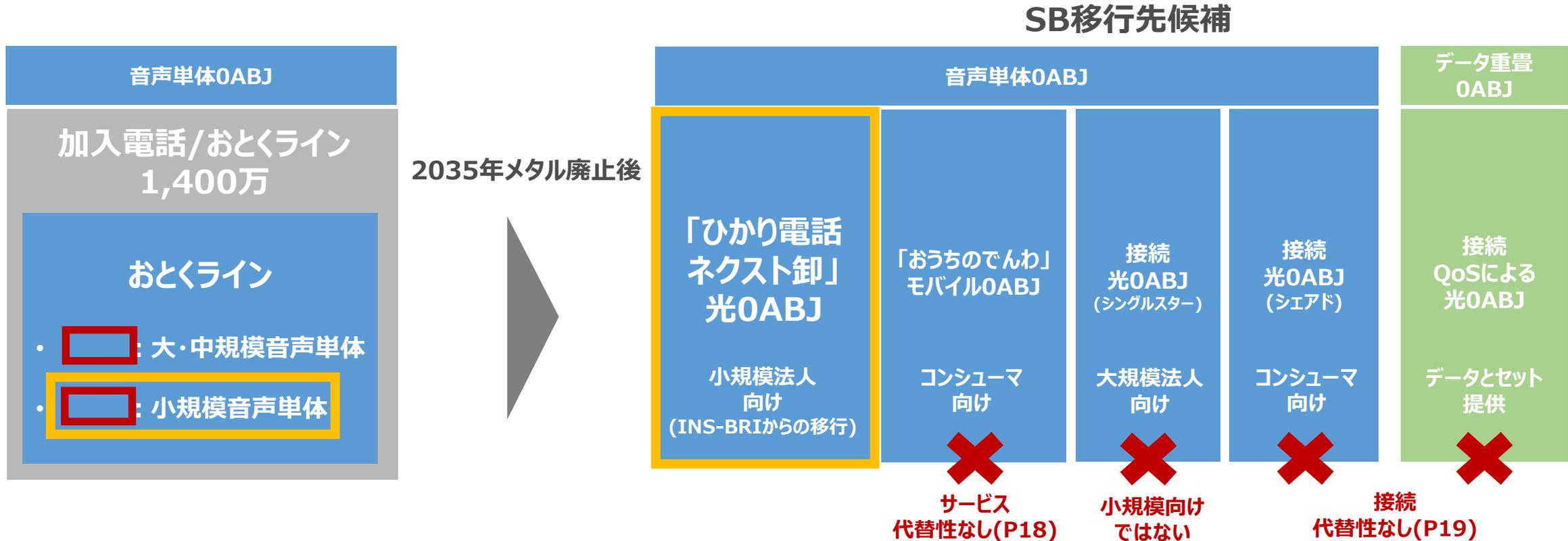
双方向番号ポータビリティ開始後

特に法人利用者において固定電話番号を変更したくないという需要があるとの卸先事業者の意見を踏まえると、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当

第一種指定設備との接続^(※)により（又は第一種指定設備との接続により光IP電話を提供する事業者から卸役務の提供を受けることにより）光IP電話の提供が可能であることも鑑みると、双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当

(※)NGNの優先パケット転送機能等を利用することにより、光サービス卸によりFTTHアクセスサービスを提供されている利用者向けにも、他の事業者が光IP電話を提供することが可能。

メタル回線による0ABJ音声単独市場は現在においても1,400万契約※1存在し、
 電話のみ（データサービスは不要）とする利用者ニーズは依然高い
 一方現状においては、メタル回線廃止後**ひかり電話ネクスト卸**に代替する
小規模法人向けの0ABJ音声単体サービス（接続や他サービス）が存在しない



※1出典：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表令和5年度第1四半期(6月末)」
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000230.html

モバイル0ABJは複数チャンネル提供不可（1ch/回線のみ）
 また提供地域の制約等もあり、法人向け代替サービスにはなり得ない

0ABJ音声単独サービス
 法人利用ユーザのニーズ

ブロードバンド不要

同時接続
 (チャンネル数)

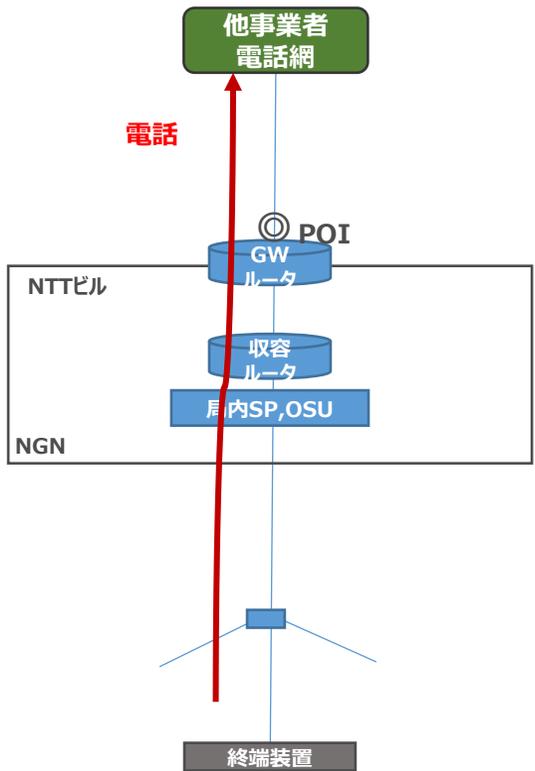
安定的品質

		ひかり電話ネクスト (光0ABJ音声単体)	おうちのでんわ (モバイル0ABJ)
提供形態	利用回線	光回線	無線
	複数チャンネル	○	×
	法人/コンシューマ	法人/コンシューマ	コンシューマ
提供に関する制限		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不感地帯提供不可 (ビルの上層階/地下等) ・ 無線によるカバーエリア、品質劣化の可能性 ・ 1回線複数チャンネル希望利用者には適合しない

2-4 ひかり電話ネクストにおける接続代替性

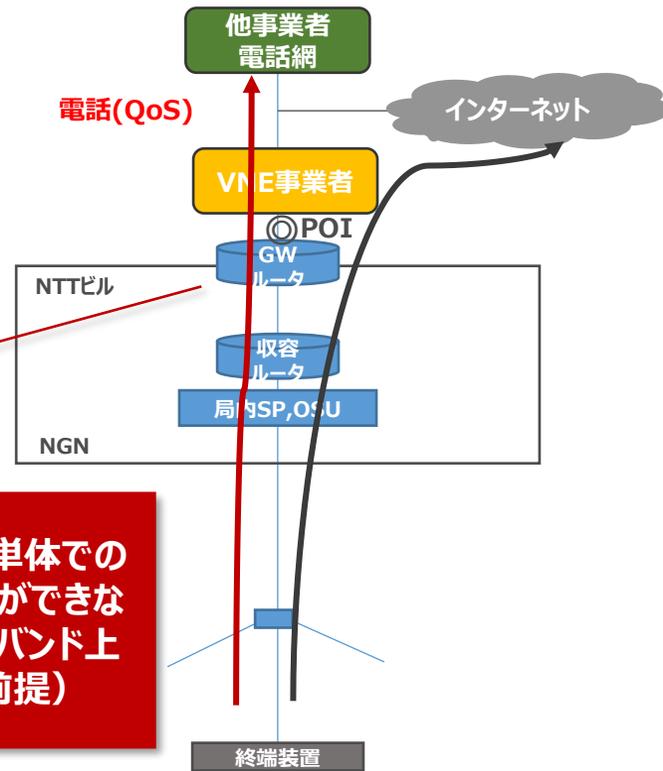
NGNQoSは電話単体でのサービス提供不可（ブロードバンド上での提供前提）であること、またシェアドアクセス方式は収容率の課題がありNTT東西殿との価格競争が出来ないことから、0ABJ音声単独サービスの接続による代替は困難

ひかり電話ネクスト



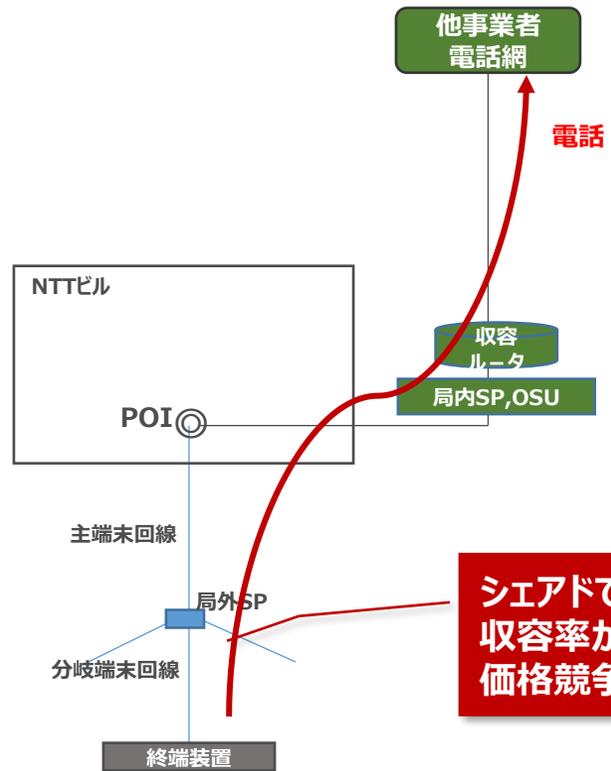
ひかり電話ネクストユーザ

NGN QoS



フレッツ光ユーザ

シェアドアクセス方式



他事業者電話ユーザ

QoSは電話単体でのサービス提供ができない（ブロードバンド上での提供が前提）

シェアドでは収容率が低く価格競争ができない

双方向番号ポータビリティ開始後も、ひかり電話ネクスト卸は競争上・代替性不可の観点上 引き続き極めて重要な卸サービス

特定卸 電気通信役務

- **特定卸役務としての提供が必須**
- **接続料相当額指数（下図）ではなく、卸役務の料金設定と同一単位での接続料相当額開示が必須**



※一般社団法人テレコムサービス協会
FVNO委員会におけるNTT東西殿説
明資料

指定設備卸役務の 卸料金の検証の 運用に関する ガイドライン

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」の検証対象とすることを要望
 - ① 接続による代替が実質的に不可能であることから、**卸役務が適正かつ公平に提供されること**が公正競争上極めて重要
 - ② メタル設備の2035年廃止に向け、メタル回線(OABJ音声単独市場)が一斉に光回線等へ移行する業界としても特別な時期であり、**スムーズな移行を実現するためにも不当な競争は事前に排除し、競争事業者も十分に検討/競争できる環境が必要**

EOF